

## 研究会規約

### 第1条 (名称)

本研究会の名称は次世代医療技術研究会とする。

### 第2条 (主催)

本研究会は、東京大学大学院工学系研究科 バイオエンジニアリング専攻が主催し、医学系研究科と連携する。

### 第3条 (目的)

本研究会は バイオエンジニアリング、医工学分野における医療技術に関し、参加企業および大学の研究者と研究・技術交流を図る。またその活動により、国内産業の発展に貢献する将来の研究プロジェクトを提案することを目的とする。

### 第4条 (事業)

本研究会は、上記の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 次世代医療技術のための情報交換会
- (2) 次世代医療技術のための個別情報交換会
- (3) 次世代医療技術のためのバイオ基礎技術実習を通じた教育活動
- (4) 次世代医療技術のためのナノ・マイクロ技術セミナー
- (5) 前各号に掲げるものの他、本研究会の目的を達成するために必要な活動

### 第5条 (会員)

本研究会は目的に賛同する企業等法人会員、東京大学社会連携講座会員および個人会員（東大教員）から構成される。

本研究会に入会しようとするものは事務局に申し込むものとする。

### 第6条 (協力研究室)

本研究会の目的に賛同する東京大学研究室は協力研究室として本研究会の活動に参加することができる。

### 第7条 (会期)

本研究会の会期は4月1日から翌年の3月末日までとする。

### 第8条 (研究会)

本研究会は第4条に掲げる事業を達成するために研究会活動を実施する。

### 第9条 (事務局)

本研究会は事務局を一般財団法人総合研究奨励会に置く。

### 第10条 (役員)

本研究会は次の役員を置く（運営委員長）（運営委員）

- (1) 運営委員長は、東京大学工学系研究科・バイオエンジニアリング専攻教員から総会において選出する。
- (2) 運営委員は、会員から運営委員長が任命する。
- (3) 役員は任期を1年とし、再任を妨げない。
- (4) 運営委員に欠員を生じたときは会の議決により、これを補充することができる。

### 第11条 (会議)

本研究会は、次の会議を開催する。

- (1) 総会：会員で構成され、本会の最高機関とし、役員を選出と承認、規約承認、年間計画などの重要事項を決定する。
- (2) 運営委員会：役員で構成され、本会の事業目的を達するための計画立案、企画等を行う。

### 第12条 (総会)

総会は、運営委員長が招集し、原則として年1回開催する。また委員長が必要と認めた場合は、総会を臨時に招集することができる。

制定：平成30年5月11日

改定：令和3年3月16日